

# 全国町村会 総合賠償補償保険制度 令和8年度制度改正のご案内

令和8年度より総合賠償補償保険の制度改正を実施します。  
制度改正の概要を以下に記載いたしますのでご確認をお願いいたします。

## 1 住民活動者および避難支援者に関する補償拡大

### 住民活動に関する補償拡大

住民活動を行う住民および団体の賠償責任を補償対象にします。

想定事故例：町内会が行う公共施設の草刈り作業中に飛び石で他人の車を傷つけてしまった

#### これまで

町村の職員が同行しているなど、**町村の管理下にある場合のみ**が対象

- ▶ 被保険者は町村であったため、住民個人の責任でなく、**町村の管理責任に起因する賠償責任のみ**が補償の対象

#### 拡大後

住民活動に該当すれば、**町村の管理下でない場合も**補償対象

- ▶ 住民活動を行う住民および団体を被保険者に追加するため、**住民個人の責任に起因する賠償責任も**補償の対象  
(町村の管理責任は問わない)

#### <住民活動の定義>

加入町村が認定した、無報酬・公益的・自発的・継続的・計画的な活動

#### <対象となる活動の例>

- ・町内会・自治会の活動（懇親を目的とするイベント等を除く）
- ・町村所有施設の管理活動
- ・地域清掃活動

#### <補償拡大の目的>

町村に法律上の賠償責任は発生しない場合でも、**住民に安心して活動してもらえる補償**を提供することで、町村として**住民活動を依頼しやすい環境を整備**することを目的としています。

総合賠償補償保険に住民活動に対する補償を組み込むことで、住民活動で意図せず加害者になってしまう住民や、その被害者になってしまう住民に対する**セーフティネット**を構築します。

### 避難支援者に関する補償拡大

災害時に要支援者の避難支援活動に従事される方の賠償責任やケガを補償対象にします。

#### 想定事故例①

要支援者宅で避難の準備中に不注意で家具を破損してしまいました。

▶ 避難支援者を被保険者とする補償を追加することで、**避難支援者個人の賠償責任にも対応**

#### 想定事故例②

要支援者を避難所に誘導している途中で転倒しケガをした。

▶ 補償保険の対象活動に避難支援者を追加することで、**避難支援に従事中のケガにも対応**

#### <避難支援者の定義>

個別避難計画に基づく避難支援をおこなう方または地区防災計画等に基づき、災害時に避難支援等に従事する役割の方で次の業務に従事中的方

- ・避難支援、避難誘導
- ・避難所開設準備中、避難所開設支援中
- ・安否確認
- ・出火防止など最低限の初動
- ・負傷者の救出、救護
- ・情報の収集、伝達
- ・飲料や食料の配布、給水活動、給電活動、炊き出し
- ・上記以外であっても避難支援に類する活動
- ・避難訓練（避難訓練の場合は避難情報の発令等不要）

## <補償拡大の目的>

災害時における高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐために、個別避難計画の作成が必要であり、努力義務化されているものの、**避難を支援する人の不足**などが課題の一つとなっています。

総合賠償補償保険に、避難支援者が要支援者にケガを負わせてしまった場合などの損害賠償責任や自分自身のケガに対する補償を追加することで、**地域防災力向上による共助を後押しし、逃げ遅れゼロの実現を目指します。**

### 保険金の支払限度額

#### 賠償責任（住民活動、避難支援者に関わる補償）

- ・身体賠償 1億円（1名1事故あたり）
- ・財物賠償 1億円（1事故あたり）
- ・免責（自己負担）なし

※すべての類型共通

#### 補償保険（避難支援者に関わる補償）

避難支援者における補償保険の保険金額はご加入の類型に応じて決定します。  
ご加入の契約類型をご確認ください。

## 2 緊急銃猟制度の損失補償によって発生する費用の補償対象化

### 緊急銃猟制度

地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いウマ、イノシシについて、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度です。

### 補償内容

緊急銃猟の実施に伴い発生する損失補償※を町村が実施することによって発生する費用を総合賠償補償保険の支払い対象とします。

※緊急銃猟の実施により「通常生ずべき損失」は市町村が損失補償を行うとされています。

### 損失補償の対象となる「通常生ずべき物損」の事例

- ① 発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失
- ② 建物、乗物等が損壊されていなければ、これらの物件の運用により得られた利益
- ③ 緊急銃猟の実施行為そのものではないが、法第34条の3第1項の規定により他人の土地に立ち入り、又は障害物を除去することによって発生し得る損失

### 保険金の支払限度額

- ・3,000万円（1事故あたり）
- ・免責（自己負担）なし

### 損害賠償責任が発生する場合

万が一、人身事故が発生するなど町村に損害賠償責任が発生した場合については、今回の補償追加に関わらず、すでに総合賠償補償保険で補償の対象となります。

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受幹事保険会社

#### 損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部 第三課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL：050-3808-5528  
【受付時間】平日：午前9時から午後5時まで

取扱代理店

#### 株式会社千里

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32  
TEL：03-5512-4750 FAX：03-3593-8158  
【受付時間】平日：午前9時30分から午後5時まで